

条文	条文解説	主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所
<p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p><第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>			
<p>(総合計画等の策定)</p> <p>第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。</p> <p><第2項> 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。</p> <p><第3項> 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【行政分野ごとの計画】</p> <p>生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。</p> </div>			
<p>(説明責任)</p> <p>第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>			
<p>(意思決定の明確化)</p> <p>第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。</p>			
<p>(行政組織)</p> <p>第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分か</p>	<p>【解説】</p> <p>市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要がある</p>			